

富士国有林の地域別の森林計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)
(富士森林計画区)

自 令和3年4月1日
計画期間
至 令和13年3月31日

関東森林管理局

富士国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

既に計画している箇所以外の荒廃渓流において、保安施設を追加するため、治山事業の計画量を変更する。

なお、本計画は令和5年4月1日から適用する。

【変更項目】

II 計画事項

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち前半 5年分	主な工種	備考	単位 地区
市町村	区域（林班）					
富士宮市	5、12、19、27、62、68、161、 165、166、169～171	12	12	渓間工		
御殿場市	568	1	1	渓間工 山腹工		
小山町	491、492、495、496、518～ 520、523～525、530～536、 546～551	23	23	渓間工 山腹工 植栽工		
合計		36	36			